

電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について

平成12・03・17貿局第4号
輸出注意事項12第15号
輸入注意事項12第8号
平成12年3月31日
貿易経済協力局

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）又は法に基づく命令の規定による経済産業大臣に対する申請等の手続であつて輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）の規定による電子情報処理組織を使用した申請の手続等の運用について、下記のとおり定め、平成15年2月3日から実施する。

記

1 定義

- (1) この通達において、「特定手続等」とは、次の手続とする。
 - ① 法第48条第1項の規定による許可の申請、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第2条第1項の規定による承認（同項第2号に係るものを除く。）の申請及び同令第8条第2項の規定による有効期間の延長の申請（14に掲げる手続を除く。）
 - ② 輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。）第4条第1項の規定による承認の申請、同条第2項に規定する手続、第5条第2項の規定による有効期間の延長の申請、第9条第1項の規定による輸入割当て及び確認の申請（14に掲げる手続を除く。）
 - ③ 法第25条第1項の規定による許可（同項第2号に係るものを除く。）の申請
- (2) この通達において、「専用電子計算機」とは、輸出規則第1条の2、輸入規則第2条の2及び貿易外省令第1条の2に規定する電子計算機をいう。
- (3) この通達において、「特定入出力装置」とは、輸出規則第1条の2、輸入規則第2条第4項及び貿易外省令第1条の2に規定する入出力装置をいう。

2 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等（以下「電子申請」という。）の取扱い

(1) 電子申請の運用

電子申請の運用については、この通達によるほか、特定手続等が書面の提出により行われる場合に適用される通達等によるものとする。その場合、「書」又は「書類」等には当該「書」又は「書類」等に記載された事項の電子的な情報を含むこととし、かつ、「提出」には「特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファ

2007/04/01

イルに記録」も含むこととする。

(2) 受入可能容量

1 件の電子申請において、専用電子計算機に備えられたファイルに記録することができる情報の量（以下「受入可能容量」という。）は、10メガバイト程度とする。

(3) 画像の解像度

電子申請にあたって入力を要する情報を、画像としてスキャナ等により電子的に取り込む場合の当該画像の解像度は、200dpi（ドット／インチ）とする。

3 代理者による電子申請の手続

(1) 電子申請を行おうとする者（以下「申請者本人」という。）は、輸出規則第1条の3第2項又は貿易外省令第1条の3第2項に規定する識別番号を有する者を代理者として、電子申請を行わしめることができる（5の輸入承認、輸入割当て及び事前確認並びに7の包括許可の電子申請を除く。）。

(2) (1)の規定により代理者に電子申請を行わせる場合には、次のいずれかの方法により委任用パスワード又は委任用数次パスワードの通知を受けなければならない。

① 1 件の電子申請毎に代理者を特定し、当該代理者に電子申請を行わせる場合

(イ) 申請者本人は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出許可代理申請用パスワード発行依頼、輸出承認代理申請用パスワード発行依頼、輸出許可・承認代理申請用パスワード発行依頼又は役務取引許可代理申請用パスワード発行依頼に、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成12年4月3日付け平成12・03・22貿局第7号、輸出注意事項12第24号、輸入注意事項12第26号。以下「申請項目通達」という。）に規定する申請項目のうち必須申請項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(ロ) 経済産業大臣は、(イ)の依頼を受理したときには、専用電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請者本人に、代理者が電子申請を行うときに使用する委任用パスワードを通知するものとする。

② 特定の複数件の電子申請について代理者を指定し、当該代理者に電子申請を行なわせる場合

(イ) 申請者本人は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出許可代理申請用数次パスワード発行依頼、輸出承認代理申請用数次パスワード発行依頼、輸出許可・承認代理申請用数次パスワード発行依頼又は役務取引許可代理申請用数次パスワード発行依頼に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、その入力した情報を書面に印刷し申請者本人の記名押印又は署名を行った書類（以下、「発行依頼書」という。）及びその発行依頼書の内容が事実であることを証する書類を経済産業省貿易管理部貿易管理課（システム管理係）に郵送又は提出するものとする。

(ロ) 経済産業大臣は、(イ)の依頼を受理したときには、申請者本人に、代理者が電子申請を行うときに使用する委任用数次パスワードを有効期限を付して通知するものとする。

- (ハ) 申請者本人が委任用数次パスワードの有効期限を過ぎてもなお、代理申請用数次パスワードが必要な場合にあつては、申請者本人は改めて代理申請用数次パスワードの発行依頼を行わなければならない。
- (3) 代理者は、電子申請にあたって、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した各種申請様式の「委任用パスワード」の項目に、(2)の規定により申請者本人に通知された委任用パスワード又は委任用数次パスワードを入力するとともに、各種申請様式の「申請者区分」、「申請者コード」及び「申請者名称」の項目に、申請者本人及び代理者の申請者区分、申請者コード及び申請者名称を入力しなければならない。この場合、「申請者区分」の項目については、申請者本人については「委任」とし、代理者については「代理」としなければならない。
- (4) 代理者が電子申請を行った場合には、申請者本人は、当該電子申請に係る契約に基づく特定手続等を行うことができない。

4 輸出許可及び輸出承認に係る電子申請手続

(1) 輸出許可の電子申請

- ① 法第48条第1項の規定による許可の電子申請（以下「輸出許可の電子申請」という。）の受付及び許可事務は、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号、輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）別表第1に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。
- ② 申請者本人又は代理者は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の桁数を超える場合には、当該桁数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。
- ③ ②に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「-（半角ハイフン）」（国コードの欄には「00」）を入力するものとする。
- ④ 申請者本人又は代理者は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- ⑤ 輸出許可の電子申請にあつては、運用通達1-1(2)(ハ)(b)及び(c)に規定する書類の写し及び別紙参考様式1による原本証明書（申請にあつて提出すべき書類であつて当該書類の写しを原本に代わって提出することができるものを提出する場合に、当該書類の写しが原本と相違ないことを申請者本人が誓約した書類をいう。以下同じ。）を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。

- ⑥ ⑤の情報の量が2(2)に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式2による送り状を添付して、提出を要する添付書類の写し及び原本証明書を当該電子申請の受付窓口へ郵送又は提出するものとする。
- ⑦ 申請者本人又は代理者は、輸出許可の電子申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
- (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口へファクシミリで送付することによって、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- (ハ) 別紙参考様式2による送り状を添付して、当該資料を当該電子申請の受付窓口へ郵送又は提出する。
- ⑧ ⑥及び⑦(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑨ 6(1)に規定する法第25条第1項の規定による許可（同項第2号に係るものを除く。）の電子申請（以下「役務取引許可の電子申請」という。）と同一の契約に基づいて行われる輸出許可の電子申請を行う場合において、⑤の添付書類若しくは情報又は⑦の資料若しくは情報が6(1)⑤の添付書類若しくは情報又は6(1)⑦の資料若しくは情報と同じものであって、当該添付書類若しくは資料の郵送若しくは提出又は当該情報の入力を既に行っている場合には、輸出許可の電子申請においては、再度の郵送若しくは提出又は入力を省略することができる。ただし、その場合、先に申請した役務取引許可の電子申請において付与された整理番号を申請項目通達に規定する申請項目中、「同時申請時の整理番号」の項目に入力するとともに、「貨物と役務の同時申請の有無」の項目に1を入力しなければならない。

なお、先に申請した役務取引許可の電子申請において、申請項目通達に規定する申請項目中、「貨物と役務の同時申請の有無」の項目にも1を入力しておかなければならない。

(2) 輸出承認の電子申請

- ① 輸出令第2条第1項の規定による承認（同項第2号に係るものを除く。）の電子申請（以下「輸出承認の電子申請」という。）の受付及び承認事務は、運用通達別表第2に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室が行う。
- ② 申請者本人又は代理者は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出承認申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該

項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の桁数を超える場合には、当該桁数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。

- ③ ②に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「-（半角ハイフン）」（国コードの欄には「00」）を入力するものとする。
- ④ 申請者本人又は代理者は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- ⑤ 輸出承認の電子申請にあたっては、運用通達2-1(2)(ハ)に規定する書類を提出又は当該書類に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
- ⑥ ⑤の情報の量が2(2)に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式2による送り状を添付して、提出を要する添付書類を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。
- ⑦ 申請者本人又は代理者は、輸出承認の電子申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
 - (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ハ) 別紙参考様式2による送り状を添付して、当該資料を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出する。
- ⑧ ⑥及び⑦(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

(3) 輸出許可・承認同時申請

- ① 同時に輸出許可の電子申請及び輸出承認の電子申請を行う場合（以下「輸出許可・承認同時申請」という。）の受付事務は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室が行い、許可・承認事務は、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。
- ② 申請者本人又は代理者は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸

出許可・承認申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の桁数を超える場合には、当該桁数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。

- ③ ②に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「-（半角ハイフン）」（国コードの欄には「00」）を入力するものとする。
- ④ 申請者本人又は代理者は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- ⑤ 輸出許可・承認同時申請にあたっては、運用通達 1-1(2)(ハ)(b)及び(c)並びに同通達 2-1(2)(ハ)に規定する書類の写し及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
- ⑥ ⑤の情報の量が 2(2)に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式 2 による送り状を添付して、提出を要する添付書類の写し及び原本証明書を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。
- ⑦ 申請者本人又は代理者は、輸出許可・承認同時申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
 - (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ハ) 別紙参考様式 2 による送り状を添付して、当該資料を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出する。
- ⑧ ⑥及び⑦(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

(4) 内容の訂正又は変更の申請

- ① (1) から (3) までのいずれかの電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された輸出許可情報、輸出承認情報又は輸出許可・承認情報（以下「輸出に係る原許可等情報」という。）の内容の訂正又は変更の申請（以下「電子許可等情報の変更申請」という。）の受付及び許可若しくは承認事務は、運用通

達別表第4の2の2-1又は2-4の規定にかかわらず、当該電子申請に係る許可又は承認を行った担当部局が行う。ただし、訂正又は変更を必要とする事項が当該許可又は承認を行った担当部局において処理することができない事項に係る場合は、運用通達別表第1に規定する輸出許可等事務の取扱区分又は運用通達別表第2に規定する輸出承認等事務の取扱区分に従い本省において行う。

- ② 申請者本人又は代理者は、電子許可等情報の変更申請をしようとするときは、輸出に係る原許可等情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する当該情報に係る内容等訂正・変更申請様式中の変更可能項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、再入力すべき情報の文字数が当該変更が必要な項目の桁数を超える場合には、当該桁数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。
- ③ 電子許可等情報の変更申請にあたっては、訂正又は変更を要することを証する書類の写し及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
- ④ ③の情報の量が2(2)に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式2による送り状を添付して、提出を要する添付書類の写し及び原本証明書を当該電子申請の変更申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。
- ⑤ 申請者本人又は代理者は、電子許可等情報の変更申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
 - (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ハ) 別紙参考様式2による送り状を添付して、当該資料を当該変更申請の受付窓口に郵送又は提出する。
- ⑥ ④及び⑤(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑦ 輸出規則第1条の2第5項の規定により交付された電子申請に係る輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の内容の訂正又は変更については、なお、運用通達別表第4の定めるところによる。

5 輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請手続

(1) 輸入承認又は輸入割当てに係る電子申請

- ① 輸入令第4条第1項又は第9条第1項の規定による承認又は割当ての電子申請の受付及び承認又は割当事務は、輸入割当事務処理要領について（平成7年12月12日付け7貿局第610号）、外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について（平成13年1月6日付け平成13・01・06貿局第9号）、地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（貿易審査課及び貿易審査課農水産室関係）（平成7年12月22日付け7貿局第606号）、特殊事由による貨物の輸入について（昭和55年12月11日付け輸入注意事項55第90号）、輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て（平成12年3月31日付け輸入発表第34号）、委託輸入の確認申請手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第20号）、貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号）、特定有害廃棄物等の輸入の承認について（平成5年12月14日付け輸入注意事項5第15号）、廃棄物の輸入の承認について（平成5年12月14日付け輸入注意事項5第16号）又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について（平成7年5月2日付け輸入注意事項7第32号）に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室が行う。
- ② 申請者本人は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入割当て申請様式、輸入承認・割当て申請様式、輸入承認申請様式及び輸入2号承認申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の桁数を超える場合には、当該桁数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。
- ③ ②に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「-（半角ハイフン）」（国コードの欄には「00」）を入力するものとする。
- ④ 申請者本人は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- ⑤ 輸入承認又は輸入割当ての電子申請にあたっては、申請しようとする貨物に係る輸入発表又は輸入注意事項に規定する書類及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
- ⑥ ⑤の情報の量が2(2)に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式2による送り状を添付して、提出を要する添付書類及び

2007/04/01

原本証明書を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。

- ⑦ 申請者本人は、輸入承認又は輸入割当ての電子申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
- (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ハ) 別紙参考様式2による送り状を添付して、当該資料を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出する。
- ⑧ ⑥及び⑦(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

(2) 事前確認に係る電子申請

- ① 輸入令第4条第2項の規定による手続であって輸入公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）三の規定による確認の電子申請の受付及び確認事務は、まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認について（平成14年12月9日付け輸入注意事項14第56号）、輸入公表三の7の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について（平成15年10月24日付け輸入注意事項15第45号）、めろを輸入する場合の確認について（平成12年4月17日付け輸入注意事項12第28号）、鯨及びその調製品（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について（昭和55年7月15日付け輸入注意事項55第58号）、輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号）、輸入公表三の7の(7)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第43号）、輸入公表三の7の(8)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について（平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号）に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室が行う。
- ② 申請者本人は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した事前確認申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性

及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の桁数を超える場合には、当該桁数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。

- ③ ②に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「-（半角ハイフン）」（国コードの欄には「00」）を入力するものとする。
- ④ 申請者本人は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- ⑤ 事前確認の電子申請にあたっては、申請しようとする貨物に係る輸入注意事項に規定する書類及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
- ⑥ ⑤の情報の量が2(2)に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式2による送り状を添付して、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。
- ⑦ 申請者本人は、事前確認の電子申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
 - (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ハ) 別紙参考様式2による送り状を添付して、当該資料を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出する。
- ⑧ ⑥及び⑦(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

(3) 内容の訂正又は変更の申請

- ① 電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された輸入承認情報又は輸入割当情報（以下「輸入に係る原承認・割当情報」という。）の内容の訂正又は変更の申請（以下「電子承認・割当情報の変更申請」という。）の受付及び承認若しくは割当事務のうち、輸入令第18条第2号の規定に係る延長承認申請については、税関にて行うものとし、その他の申請については、輸入割当ての内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第18号）、輸入承認の内

容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号）及び輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）で定める担当部局が行うものとする。

- ② 申請者本人は、電子承認・割当情報の変更申請をしようとするときは、輸入に係る原承認・割当情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する当該情報に係る内容等訂正・変更申請様式中の変更可能項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、再入力すべき情報の文字数が当該変更が必要な項目の桁数を超える場合には、当該桁数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。
- ③ 電子承認・割当情報の変更申請にあたっては、訂正又は変更を要することを証する書類及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
- ④ ③の情報の量が2(2)に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式2による送り状を添付して、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該電子承認・割当情報の変更申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。
- ⑤ 申請者本人は、電子承認・割当情報の変更申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
 - (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ハ) 別紙参考様式2による送り状を添付して、当該資料を当該変更申請の受付窓口に郵送又は提出する。
- ⑥ ④及び⑤(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑦ 輸入規則第2条の2第5項の規定により交付された電子申請に係る輸入承認証又は輸入割当証明書の内容の訂正又は変更については、なお、輸入割当ての内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第18号）、輸入承認の内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号）又は輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）に定めるところによる。

6 役務取引許可に係る電子申請手続

(1) 役務取引許可の電子申請

- ① 役務取引許可の電子申請の受付及び許可事務は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務取引通達」という。）別紙2-2の1に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。
- ② 申請者本人又は代理者は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の桁数を超える場合には、当該桁数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。
- ③ ②に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「-（半角ハイフン）」（国コードの欄には「00」）を入力するものとする。
- ④ 申請者本人又は代理者は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- ⑤ 役務取引許可の電子申請にあたっては、役務取引通達別紙3第1に規定する書類（(1)、(2)及び(3)に規定するものを除く。）の写し及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
- ⑥ ⑤の情報の量が2(2)に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式2による送り状を添付して、提出を要する添付書類の写し及び原本証明書を当該電子申請の受付窓口へ郵送又は提出するものとする。
- ⑦ 申請者本人又は代理者は、役務取引許可の電子申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
 - (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口へファクシミリで送付することによって、当該資料に

記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

(ハ) 別紙参考様式 2 による送り状を添付して、当該資料を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出する。

- ⑧ ⑥及び⑦(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑨ 4(1)に規定する輸出許可の電子申請と同一の契約に基づいて行われる役務取引許可の電子申請を行う場合において、⑤の添付書類若しくは情報又は⑦の資料若しくは情報が4(1)⑤の添付書類若しくは情報又は4(1)⑦の資料若しくは情報と同じものであって、当該添付書類若しくは資料の郵送若しくは提出又は当該情報の入力を既に行っている場合には、役務取引許可の電子申請においては、再度の郵送若しくは提出又は入力を省略することができる。ただし、その場合、先に申請した輸出許可の電子申請において付与された整理番号を申請項目通達に規定する申請項目中、「同時申請時の整理番号」の項目に入力するとともに、「貨物と役務の同時申請の有無」の項目に1を入力しなければならない。

なお、先に申請した輸出許可の電子申請において、申請項目通達に規定する項目中、「貨物と役務の同時申請の有無」の項目にも1を入力しておかなければならない。

(2) 有効期間の延長又は内容の変更の申請等

- ① (1)の電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された役務取引許可情報(以下「役務取引原許可情報」という。)の有効期間の延長又は内容の変更の申請(以下「電子役務取引許可情報の変更申請」という。)の受付及び許可事務は、当該電子申請に係る許可を行った担当部局が行う。ただし、変更を必要とする事項が当該許可を行った担当部局において処理することができない事項に係る場合は、役務取引通達別紙 2-2 の 2 に規定する事務の区分により、本省において行う。
- ② 申請者本人又は代理者は、電子役務取引許可情報の変更申請をしようとするときは、役務取引原許可情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する当該情報に係る内容等訂正・変更申請様式中の変更可能項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、再入力すべき情報の文字数が当該変更が必要な項目の桁数を超える場合には、当該桁数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。
- ③ 電子役務取引許可情報の変更申請にあたっては、役務取引通達別紙 4 第 1 に規定する書類(1)、(2)及び(3)に規定するものを除く。)の写し及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
- ④ ③の情報の量が2(2)に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式 2 による送り状を添付して、提出を要する添付書類の写し及び原本証明書を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。

- ⑤ 申請者本人又は代理者は、電子役務取引許可情報の変更申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
- (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- (ハ) 別紙参考様式2による送り状を添付して、当該資料を当該変更申請の受付窓口に郵送又は提出する。
- ⑥ ④及び⑤(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑦ 貿易外省令第1条の2第5項又は第2条の2第4項の規定により交付された電子申請に係る役務取引許可証の有効期間の延長又は内容変更については、なお、貿易外省令第2条第3項及び第4項に定めるところによる。

7 一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請手続

(1) 一般包括許可の電子申請

- ① 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号、輸出注意事項17第7号。以下「包括許可取扱要領」という。）及び包括許可について（運用のための輸出注意事項）（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第2号、輸出注意事項17第8号。以下「包括通達」という。）に係る一般包括輸出許可又は一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。
- ② 申請者本人（法人の場合は、代表権を有する者に限る。以下、7及び13において同じ。）は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した一般包括輸出許可申請様式又は一般包括役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- ③ ②に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「－（半角ハイフン）」を入力するものとする。
- ④ 申請者本人は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

- ⑤ 一般包括許可の電子申請にあたっては、包括通達Ⅰ 1 (2) (ハ)から(ニ)までに規定する書類を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
- ⑥ ⑤の情報の量が2 (2) に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式2による送り状を添付して、提出を要する添付書類の写し及び原本証明書を当該電子申請の受付窓口へ郵送又は提出するものとする。
- ⑦ 申請者本人は、一般包括許可の電子申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
- (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口へファクシミリで送付することによって、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- (ハ) 別紙参考様式2による送り状を添付して、当該資料を当該電子申請の受付窓口へ郵送又は提出する。
- ⑧ ⑥及び⑦(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- (2) 特定包括許可の電子申請
- ① 包括許可取扱要領及び包括通達に係る特定包括輸出許可又は特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。
- ② 申請者本人は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した特定包括輸出許可申請様式又は特定包括役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- ③ ②に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「-（半角ハイフン）」を入力するものとする。
- ④ 申請者本人は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- ⑤ 特定包括許可の電子申請にあたっては、包括通達Ⅱ 3 (2) (ハ)から(ハ)までに規定する書類を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合

には、当該原本を提出するものとする。

- ⑥ ⑤の情報の量が2(2)に規定する受入可能容量を超える場合には、当該情報の入力を行わず、別紙参考様式2による送り状を添付して、提出を要する添付書類の写し及び原本証明書を当該電子申請の受付窓口で郵送又は提出するものとする。
- ⑦ 申請者本人は、特定包括許可の電子申請を行った後に、追加的に資料の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
- (イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、当該資料をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口でファクシミリで送付することによって、当該資料に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- (ハ) 別紙参考様式2による送り状を添付して、当該資料を当該電子申請の受付窓口で郵送又は提出する。
- ⑧ ⑥及び⑦(ハ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

(3) 一般包括許可又は特定包括許可の変更の申請

- ① 電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された包括許可情報と申請者名又は申請者の住所に異同が生じた場合は、包括通達Ⅰ2(2)又はⅡ4(2)に定めるところに準ずるものとし、当該変更の電子申請の取扱いは、一般包括許可又は特定包括許可の申請の種類に応じ(1)又は(2)に規定するところに準ずるものとする。ただし、13(2)の規定により交付された一般包括許可証又は特定包括許可証（以下「分割許可証」という。）を有する場合にあっては分割許可証の写しを当該電子申請の受付窓口で提出若しくは分割許可証に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- ② ①により変更された一般包括許可又は特定包括許可を受けるときは、分割許可証を返還しなければならない。ただし、分割許可証の交付を受けていない場合にあっては、この限りでない。

(4) 一般包括許可又は特定包括許可の更新

一般包括許可又は特定包括許可の更新の電子申請の取扱いは、当該申請の種類に応じ(1)又は(2)に規定するところに準ずるものとする。ただし、既に交付された当該更新の電子申請に係る一般包括許可証又は特定包括許可証（以下「原包括許可証」という。）を有している場合にあっては当該原包括許可証の写しを当該更新の電子申請の受付窓口で提出若しくは原包括許可証に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(5) 一般包括許可又は特定包括許可の取消

一般包括許可又は特定包括許可を取り消された者であって13(2)の規定による分割許可証を有している者は、包括許可取扱要領Ⅰ10又はⅡ10の定めに従い当該分割許可証を返還しなければならない。

8 電子申請の取下げ申請手続

- (1) 4から7までのいずれかに規定する電子申請の取下げ申請の受付は、当該電子申請を受理した担当部局が行う。
- (2) 申請者本人又は代理人（5及び7に規定する電子申請の取下げ申請の場合は、申請者本人）は、電子申請が受理されてから当該申請に係る処分が行われるまでの間に、当該申請に係る貨物を輸出若しくは輸入する必要がなくなった場合又は役務を提供する必要がなくなった場合その他の事情により当該申請を取り下げようとするときは、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出関係申請の取下げ申請様式、輸入申請取下げ申請様式又は役務取引許可申請の取下げ申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、経済産業大臣に申請するものとする。
- (3) 経済産業大臣は、(2)の申請を受理したときは、受理した旨を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

9 経済産業大臣の許可等手続

- (1) 経済産業大臣は4から7までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、許可・承認番号、割当証明書番号又は確認番号並びに個別パスワードを記録するものとする。ただし、10(1)②若しくは③、10(2)②若しくは③、11(1)②若しくは③、11(2)②若しくは③又は12(1)②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあっては、個別パスワードの記録は行わないものとする。
- (2) (1)の場合において、経済産業大臣は申請者本人又は代理人に対して、専用電子計算機に備えられたファイルに情報が記録された旨を電子メールで通知するものとする。

10 輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の交付等

- (1) 輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の交付
 - ① 9の規定にかかわらず、経済産業大臣は、4(1)から(4)までのいずれかに規定する電子申請を許可又は承認したときは、申請者本人又は代理人の求めに応じ、輸出規則第1条の2第5項の規定に基づき、同規則別表第3で定める輸出許可証、同規則別表第4で定める輸出承認証又は同規則別表第5で定める輸出許可・承認証（以下「輸出許可証等」という。）を交付するものとする。
 - ② 電子申請と同時に、申請者本人又は代理人が①の規定による輸出許可証等の交付を希望するときは、申請項目通達に規定する「発給希望の有無」の項目に1を入力するものとする。

③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報、承認情報又は許可・承認情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人又は代理者が①の規定による輸出許可証等の交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 申請者本人又は代理者が記名押印又は署名し、4(1)から(4)までのいずれかに規定する電子申請において付与された整理番号、受理番号、申請種別（輸出許可申請、輸出承認申請、輸出許可・承認申請、電子許可等情報の変更申請の別）及び交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由）を提出する。

(ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、(イ)の規定による交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

(ハ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、(イ)の規定による交付依頼書をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該交付依頼書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

④ 電子申請に係る許可情報、承認情報又は許可・承認情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人又は代理者が①の規定による輸出許可証等の交付を希望するときは、申請者本人又は代理者が記名押印又は署名し、申請種別（輸出許可申請、輸出承認申請、輸出許可・承認申請、電子許可等情報の変更申請の別）、交付を希望する理由及び許可番号、承認番号又は許可・承認番号を記載した交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。

⑤ 交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口に送付するものとする。

(2) 輸出許可証等の分割交付

① 9の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人又は代理者の求めに応じ、(1)①の規定による輸出許可証等を分割して交付することができる。

② 電子申請と同時に、申請者本人又は代理者が①の規定による輸出許可証等の分割交付を希望するときは、申請項目通達に規定する「発給希望の有無」の項目に1を入力するとともに、申請者本人又は代理者が記名押印又は署名し、申請種別（輸出許可申請、輸出承認申請、輸出許可・承認申請、電子許可等情報の変更申請の別）、必要とする輸出許可証等の通数、分割を希望する理由及び輸出貨物の貨物名、数量並びに金額の分割方法を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出し、又は当該分割交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報、承認情報又は許可・承認情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人又は代理者が①

の規定による輸出許可証等の分割交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 申請者本人又は代理者が記名押印又は署名し、4(1)から(4)までのいずれかに規定する電子申請において付与された整理番号、受理番号、申請種別（輸出許可申請、輸出承認申請、輸出許可・承認申請、電子許可等情報の変更申請の別）、必要とする輸出許可証等の通数、分割を希望する理由及び輸出貨物の貨物名、数量並びに金額の分割方法を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出する。

(ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、(イ)の規定による分割交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

(ハ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、(イ)の規定による分割交付依頼書をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該分割交付依頼書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

④ 電子申請に係る許可情報、承認情報又は許可・承認情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人又は代理者が①の規定による輸出許可証等の分割交付を希望するときは、申請者本人又は代理者が記名押印又は署名し、申請種別（輸出許可申請、輸出承認申請、輸出許可・承認申請、電子許可等情報の変更申請の別）、必要とする輸出許可証等の通数、分割を希望する理由及び輸出貨物の貨物名、数量並びに金額の分割方法及び許可番号、承認番号又は許可・承認番号を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。

⑤ 分割交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口に送付するものとする。

⑥ 経済産業大臣は、申請者本人又は代理者が希望した通数の輸出許可証等を、それぞれの輸出許可証等の空白に分割用輸出許可証等である旨を明記し、「この（分割用輸出許可証・分割用輸出承認証・分割用輸出許可・承認証）は、_____（注：この欄には、それぞれの分割用輸出許可証等により輸出されるべき貨物名、その数量及び金額を記入のこと。）を輸出する場合に使用しなければならない。」旨の条件を付して、申請者本人又は代理者に交付するものとする。

⑦ (1)の規定により交付された輸出許可証等の分割については、②の分割交付依頼書及び輸出許可証等を提出することにより行うものとし、その他の分割に係る運用については、運用通達別表第5の定めるところによる。

(3) 輸出許可証等の部分交付

① 9の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人又は代理者の求めに応じ、許可又は承認した貨物の数量のうち一部について輸出許可証等を交付すること（以下「輸出許可証等の部分交付」という。）ができる。

- ② 申請者本人又は代理者が①の規定による輸出許可証等の部分交付を希望するときは、申請者本人又は代理者が記名押印又は署名し、輸出許可証等の部分交付を希望する許可又は承認の許可番号、承認番号又は許可・承認番号、許可又は承認に係る商品番号及び商品名並びに数量及び金額を記載した部分交付依頼書（様式自由）を電子申請の受付窓口に提出し、又は郵送しなければならない。
- ③ 経済産業大臣は、輸出許可証等の空白に輸出許可等の部分交付が行われた輸出許可証等である旨を明記し、「本輸出__証は、原輸出__証の部分であり、訂正は認めない。（注：__の部分には許可、承認、許可・承認の別を記載）」旨の条件を付した輸出許可証等を申請者本人又は代理者に交付するものとする。

(4) 輸出許可証等の再発行

- ① (1)の規定により交付された輸出許可証等を紛失した場合の再発行は、当該輸出許可証等を交付した担当部局が行う。
- ② 申請者本人又は代理者は、①の規定による輸出許可証等の再発行を希望するときは、申請者本人又は代理者が記名押印又は署名し、再発行を求める理由を記載した再発行依頼書（様式自由）及び紛失した輸出許可証等の写しを書面で提出しなければならない。
- ③ 再発行依頼書等の提出は、電子申請の受付窓口に直接持参するか、又は郵便で電子申請の受付窓口に送付するものとする。
- ④ その他の再発行に係る運用については、運用通達別表第6に定めるところによる。

(5) 郵送による輸出許可証等の交付等

申請者本人又は代理者は、(1)から(4)までの規定により交付、分割交付、部分交付又は再発行された輸出許可証等の受領を郵送で希望する場合には、返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な返信用切手を貼付し、申請者本人又は代理者の宛名を記入したもの）を担当部局に提出又は郵送するものとする。

11 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等

(1) 輸入承認証・輸入割当証明書の交付

- ① 9の規定にかかわらず、経済産業大臣は、5(1)又は(3)に規定する電子申請を承認又は割当てをしたときは、申請者本人の求めに応じ、輸入規則第2条の2第5項の規定に基づき、同規則別表第2で定める輸入承認証・輸入割当証明書（以下「輸入承認証・輸入割当証明書」という。）を交付するものとする。
- ② 電子申請と同時に、申請者本人が①の規定による輸入承認証・輸入割当証明書の交付を希望するときは、申請項目通達に規定する「発給希望の有無」の項目に1を入力するものとする。
- ③ 電子申請後、当該申請に係る承認情報又は割当情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による輸入承認証・輸入割当証明書の交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。
 - (イ) 申請者本人が記名押印又は署名し、5(1)又は(3)に規定する電子申請において付与された整理番号、受理番号、申請種別（輸入割当申請、輸入承認申請、輸入承認・割当申請、輸入二号承認申請、電子承認・割当情報の変更申請の別）及

び交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由）を提出する。

(ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、(イ)の規定による交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

(ハ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、(イ)の規定による交付依頼書をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該交付依頼書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

④ 電子申請に係る承認情報又は割当情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による輸入承認証・輸入割当証明書の交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、申請種別（輸入割当申請、輸入承認申請、輸入承認・割当申請、輸入二号承認申請、電子輸入承認・割当情報の変更申請の別）、交付を希望する理由及び承認番号又は割当証明番号を記載した交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。

⑤ 交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口に送付するものとする。

(2) 確認書の交付

① 9の規定にかかわらず、経済産業大臣は、5(2)に規定する電子申請を確認したときは、申請者本人の求めに応じ、輸入公表三の7の(2)、(3)、(4)及び(5)に係る貨物の確認にあつては別紙様式第7による確認書を、輸入公表三の7の(6)、(7)及び(8)に係る貨物にあつては別紙様式第8による確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。

② 電子申請と同時に、申請者本人が①の規定による確認書の交付を希望するときは、申請項目通達に規定する「発給希望の有無」の項目に1を入力するものとする。

③ 電子申請後、当該申請に係る承認情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による確認書の交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 申請者本人が記名押印又は署名し、5(2)に規定する電子申請において付与された整理番号、受理番号及び交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由）を提出する。

(ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、(イ)の規定による交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

(ハ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸入添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目そ

の他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、(イ)の規定による交付依頼書をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口でファクシミリで送付することによって、当該交付依頼書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

- ④ 電子申請に係る確認情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による確認書の交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由及び確認番号を記載した交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。
- ⑤ 交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口へ直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口へ送付するものとする。

(3) 輸入承認証・輸入割当証明書の部分交付

- ① 9の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人の求めに応じ、承認をした貨物の数量又は金額のうち一部について輸入承認証・輸入割当証明書を交付すること（以下「輸入承認証・輸入割当証明書の部分交付」という。）ができる。
- ② 申請者本人が①の規定による輸入承認証・輸入割当証明書の部分交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、部分交付を希望する輸入承認の承認番号及び数量（数量により輸入承認が行われている貨物に限る。）又は金額（金額により輸入承認が行われている貨物に限る。）を記載した部分交付依頼書（様式自由）を電子申請の受付窓口へ提出し、又は郵送しなければならない。
- ③ 経済産業大臣は、輸入承認証・輸入割当証明書の空白に輸入承認証・輸入割当証明書の部分交付が行われた輸入承認証・輸入割当証明書である旨を明記し、「本輸入承認証・輸入割当証明書は、原輸入承認証・輸入割当証明書の部分であり、訂正は認めない。」旨の条件を付した輸入承認証・輸入割当証明書を申請者本人に交付するものとする。

(4) 輸入承認証・輸入割当証明書の再発行

- ① (1)の規定により交付された輸入承認証・輸入割当証明書を紛失した場合の再発行は、当該輸入承認証・輸入割当証明書を交付した担当部局が行う。
- ② 申請者本人は、①の規定による輸入承認証・輸入割当証明書の再発行を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、再発行を求める理由を記載した再発行依頼書（様式自由）を書面で提出しなければならない。
- ③ 再発行依頼書等の提出は、電子申請の受付窓口へ直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口へ送付するものとする。
- ④ その他の再発行に係る運用については、輸入割当証明書の再交付手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第19号）又は輸入承認証の再交付手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号）に定めるところによる。

(5) 郵送による輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等

申請者本人は、(1)から(4)までの規定により交付、部分発給又は再発行された輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の受領を郵送で希望する場合には、返信用封筒

(簡易書留による郵送に必要な返信用切手を貼付し、申請者本人の宛名を記入したもの)を担当部局に提出又は郵送するものとする。

12 役務取引許可証の交付

(1) 役務取引許可証の交付

① 9の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6(1)又は(2)に規定する電子申請を許可したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、貿易外省令第1条の2第5項又は第2条の2第4項の規定に基づき、同省令別紙様式第6の2で定める役務取引許可証(以下「役務取引許可証」という。)を交付するものとする。

② 電子申請と同時に、申請者本人又は代理者が①の規定による役務取引許可証の交付を希望するときは、申請項目通達に規定する「発給希望の有無」の項目に1を入力するものとする。

③ 電子申請後、当該申請に係る役務取引許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による役務取引許可証の交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 申請者本人又は代理者が記名押印又は署名し、6(1)又は(2)に規定する電子申請において付与された整理番号、受理番号、申請種別(役務取引許可申請、電子役務取引情報の変更申請の別)及び交付を希望する理由を記載した交付依頼書(様式自由)を提出する。

(ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、(イ)の規定による交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

(ハ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式(ファクシミリ)に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、(イ)の規定による交付依頼書をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該交付依頼書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

④ 電子申請に係る役務取引許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人又は代理者が①の規定による役務取引許可証の交付を希望するときは、申請者本人又は代理者が記名押印又は署名し、申請種別(役務取引許可申請、電子役務取引情報の変更申請の別)、交付を希望する理由及び許可番号を記載した交付依頼書(様式自由)を提出しなければならない。

⑤ 交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口に送付するものとする。

(2) 郵送による役務取引許可証の交付

申請者本人又は代理者は、(1)の規定により交付された役務取引許可証の受領を郵送で希望する場合には、返信用封筒(簡易書留による郵送に必要な返信用切手を貼付し、

申請者本人又は代理者の宛名を記入したもの)を担当部局に提出又は郵送するものとする。

13 一般包括許可証等の交付等

(1) 一般包括許可証等の交付

- ① 9の規定にかかわらず、経済産業大臣は、7(1)又は7(2)に規定する電子申請を許可したときは、申請者本人の求めに応じ、別紙様式第1による一般包括輸出許可証、別紙様式第3による一般包括役務取引許可証、別紙様式第5による特定包括輸出許可証又は別紙様式第6による特定包括役務取引許可証(以下「一般包括許可証等」という。)を交付するものとする。
- ② 電子申請と同時に、申請者本人が①の規定による一般包括許可証等の交付を希望するときは、申請項目通達に規定する「希望する交付方法」の項目に、一般包括輸出許可及び特定包括輸出許可の電子申請の場合は1又は2を入力するものとし、一般包括役務取引許可及び特定包括役務取引許可の電子申請の場合は1を入力するものとする。
- ③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による一般包括許可証等の交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。
 - (イ) 申請者本人が記名押印又は署名し、7(1)から(4)までのいずれかに規定する電子申請において付与された整理番号、受理番号、申請種別(一般包括輸出許可申請、一般包括役務取引許可申請、特定包括輸出許可申請又は特定包括役務取引許可申請の別)及び交付を希望する理由を記載した交付依頼書(様式自由)を提出する。
 - (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、(イ)の規定による交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
 - (ハ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式(ファクシミリ)に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、(イ)の規定による交付依頼書をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該交付依頼書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- ④ 電子申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による一般包括許可証等の交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、申請種別(一般包括輸出許可申請、一般包括役務取引許可申請、特定包括輸出許可申請又は特定包括役務取引許可申請の別)、交付を希望する理由及び許可番号を記載した交付依頼書(様式自由)を提出しなければならない。

- ⑤ 交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口に直接持参するか、又は電子申請の受付窓口に郵送するものとする。

(2) 包括輸出許可証の分割

- ① 9の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人の求めに応じ、(1) ①の規定による一般包括輸出許可証等のうち、一般包括輸出許可証又は特定包括輸出許可証（以下「包括輸出許可証」という。）を分割して交付することができる。
- ② 電子申請と同時に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、申請項目通達に規定する「希望する交付方法」の項目に1又は2を入力するとともに、申請者本人が記名押印又は署名し、必要とする許可証の通数及び分割をする理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出し、又は当該分割交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- ③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。
- (イ) 申請者本人が記名押印又は署名し、7(1)又は(2)に規定する電子申請において付与された整理番号、受理番号、申請種別（一般包括輸出許可申請又は特定包括輸出許可申請の別）、必要とする許可証の通数及び分割を希望する理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出する。
- (ロ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、(イ)の規定による分割交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- (ハ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した輸出・役務添付資料追加申請様式（ファクシミリ）に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び桁数に従って入力し、当該入力した情報を印刷したカバーシートを添付して、(イ)の規定による分割交付依頼書をファクシミリによる添付資料追加申請の専用受付窓口にファクシミリで送付することによって、当該分割交付依頼書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- ④ 電子申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、申請種別（一般包括輸出許可申請又は特定包括輸出許可申請の別）、必要とする許可の許可番号及び通数並びに分割をする理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。
- ⑤ 分割交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口に直接持参するか、又は電子申請の受付窓口に郵送するものとする。
- ⑥ 経済産業大臣は、申請者本人が希望した通数の包括輸出許可証を、それぞれの許可証の空白に分割された包括輸出許可証である旨を明記して、申請者本人に交付するものとする。

- ⑦ (1)の規定により交付された一般包括許可証等のうち、包括輸出許可証の分割については、②の分割交付依頼書及び包括輸出許可証を提出することにより行うものとし、その他の分割に係る運用については、包括通達の定めるところによる。

(3) 一般包括許可証等の再発行

- ① (1)の規定により交付された一般包括許可証等を紛失した場合の再発行は、当該一般包括許可証等を交付した担当部局が行う。
- ② 申請者本人は、①の規定による一般包括許可証等の再発行を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、再発行を求める理由を記載した再発行依頼書（様式自由）及び紛失した一般包括許可証等の写しを書面で提出しなければならない。
- ③ 再発行依頼書等の提出は、電子申請の受付窓口へ直接持参するか、又は郵便で電子申請の受付窓口へ送付するものとする。
- ④ その他の再発行に係る運用については、運用通達別表第6の定めるところによる。

(4) 郵送による一般包括許可証等の交付等

申請者本人は、(1)から(3)までの規定により交付された一般包括許可証等又は分割された包括輸出許可証の受領を郵送で希望する場合には、返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な返信用切手を貼付し、申請者本人の宛名を記入したもの）を担当部局へ提出又は郵送するものとする。

14 電子申請の対象外手続

以下の手続については、電子申請の対象外とする。

- (1) 輸出規則第2条第1項の規定により輸出の承認の権限が税関長に委任されている貨物の承認申請
- (2) 輸出規則第2条の2の規定に基づく包括通達Ⅲによる特別返品等包括許可申請
- (3) 輸入令第4条第1項第2号の規定による輸入承認申請のうちリベリアを原産地又は船積地域とするダイヤモンドの承認申請
- (4) 輸入令第4条第2項の規定による手続であって輸入公表三に規定する確認を受けられるもののうち7の(2)から(8)までに規定される貨物以外の貨物に係る手続
- (5) 輸入令第9条第1項の規定による輸入割当申請のうち商社割当てB（新規実績割当て）及び先着順割当て
- (6) 輸入令第18条第2号の規定による1箇月以内の輸入承認の有効期間の延長申請
- (7) 輸入規制第5条による無償の貨物の輸入承認申請
- (8) 輸入規則別表第1又は別表第2で定める輸入承認証又は輸入割当証明書の交付を受けた場合に係る手続

15 申請受付時間

電子申請の受付時間は、下記のとおりとする。

月曜日～金曜日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。） 9：00～17：00

16 受付窓口

電子申請の受付窓口は、次の部局とする。

- ①経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- ②経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室
- ③経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課
- ④北海道経済産業局産業部国際課
- ⑤東北経済産業局産業部産業振興課国際室
- ⑥関東経済産業局産業部国際課、東京通商事務所総務課若しくは業務課又は横浜通商事務所輸出課若しくは業務課
- ⑦中部経済産業局地域経済部国際課
- ⑧近畿経済産業局通商部通商課又は神戸通商事務所総務課
- ⑨中国経済産業局産業部産業振興課
- ⑩四国経済産業局産業部産業振興課国際室
- ⑪九州経済産業局国際部国際課
- ⑫沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

年 月 日

原本証明書

経済産業大臣 殿

申請者記名
押印又は署名
住 所

本申請に係る添付資料のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

書類名及び書類番号等

電子申請に係る添付資料の送り状

経済産業大臣 殿

年 月 日

下記の電子申請に係る添付資料を別添のとおり提出します。

申請者 _____
住 所 _____

1. 申請の内容

(1) 申請の根拠条項（いずれかに○印をしてください。6については、その上で下線部に1から5までのいずれかの数字を記入してください。）

- 1 外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定による輸出許可申請
- 2 輸出貿易管理令第2条第1項の規定による輸出承認申請（同項第3号に係るものを除く。）
- 3 上記1及び2の同時申請
- 4 輸入貿易管理令第4条第1項若しくは第2項又は第9条第1項の規定による輸入承認申請若しくは事前確認申請又は輸入割当申請
- 5 外国為替及び外国貿易法第25条第1項の規定による役務取引許可申請
- 6 上記____の申請に係る許可情報等の内容の訂正又は変更の申請
- 7 特定包括輸出許可等について（輸出注意事項8第22号）による特定包括輸出許可又は特定包括役務取引許可に係る申請

(2) 申請に係る整理番号

(3) 申請情報入力日

(4) 輸出貿易管理令別表第1、別表第2又は外国為替令別表の項番（特定包括許可に係る申請を除く。）

(5) 輸入商品名（輸入の場合に限る。）

(6) 仕向地、原産地、提供地又は船積地域

(7) 申請に係る受理番号（ある場合に限る。）

2. 書類一覧（提出書類を全て記入してください。）

3. 連絡先（法人名、部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス）

根拠法規	輸出貿易管理規則第 2 条の 2
主務官庁	経 済 産 業 省

一般包括輸出許可証

輸出許可番号
有効期限

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付
資格
記名押印

申 請 者
名称
住所

申請年月日
役職名
氏名

郵便番号

電話番号

一般包括輸出許可の範囲

包括許可取扱要領（平成 17 年 2 月 25 日付け平成 17・02・23 貿局第 1 号輸出注意事項 17 第 7 号）の I の 3 の (1) に掲げるもの
--

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

一般包括役務取引許可証

輸出許可番号
有効期限

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付
資格
記名押印

申 請 者
名称
住所
郵便番号

申請年月日
役職名
氏名
電話番号

一般包括役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のIの3の(2)に掲げるもの
--

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経済産業省

特定包括輸出許可証

輸出許可番号
有効期限

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付

資格
記名押印

1. 申請者 申請年月日
名称 役職名
住所 氏名
郵便番号 電話番号

2. 取引の内容

- (1) 買主
住所
- (2) 荷受人
住所
- (3) 需要者
住所
- (4) 仕向地 経由地
- (5) 特定包括輸出許可の範囲

--

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第 7 条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定包括役務取引許可証

輸出許可番号
有効期限

条 件	
-----	--

経済産業大臣の記名押印
日付

資格
記名押印

1. 申請者	申請年月日
名称	役職名
住所	氏名
郵便番号	電話番号

2. 取引の内容

(1) 取引の相手方
 住所

(2) 利用する者（取引に係る技術の提供を受けて利用する者）
 住所

(3) 特定包括役務取引に係る役務取引の内容
 役務取引の内容
 該当項番 外為令※ 1 別表項番
 貨物等省令※ 2 項番

※ 1 外国為替令

※ 2 輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

(確認する貨物の名称等) の 確認書

申請者名 _____

住 所 _____
電話番号 _____

氏 名 _____
資 格 _____
申請年月日 _____

※確認番号 _____
※確認年月日 _____

I 輸入の内容

番号	商 品 名				
	原産地	船積地域及び船積港		通貨	通貨
	関税率表の 番号等	種類又は規格	数 量(KG)	単価	金額
			合 計 数 量	合 計 金 額	

備 考	
-----	--

II その他

運送方法		船 名	
入港予定年月日			
通関予定年月日			
入港予定港			
輸出者の属する 国名			
販売予定先			
今後の通関予定			

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印

資格
記名押印

通関

税関申告番号 及び申告年月日	商品名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認年月日 及び税関押印	備考

輸入公表三の に基づく輸入に関する確認書

申請者名 _____

住 所 _____
電話番号 _____

氏 名 _____
資 格 _____
申請年月日 _____

※確認番号 _____

※確認年月日 _____

発 行 国 _____

許可書番号 _____

	和 名			
	学 名			
	原産国		数 量	
	形 態			
	ソース		附属書番号	
	和 名			
	学 名			
	原産国		数量	
	形 態			
	ソース		附属書番号	
	和 名			
	学 名			
	原産国		数量	
	形 態			
	ソース		附属書番号	
	和 名			
	学 名			
	原産国		数量	
	形 態			
	ソース		附属書番号	
	和 名			
	学 名			
	原産国		数量	
	形 態			
	ソース		附属書番号	

輸出者名 及び住所	
備 考	

経済産業大臣の記名押印

資格
記名押印

通関

税関申告番号 及び申告年月 日	商 品 名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認 年月日及び税 関押印	備 考

輸入状況報告（輸入公表三の七の(7)及び(8)に係る貨物の場合に記入すること。）

船積日	到着日	B L 番号等	商 品 名	輸出数量※	死亡数量※	輸入数量

輸入時の動物の状況（※）及び通関時まで死亡した動物がある場合にはその原因について下記に記入すること。

--

注：※ 輸入公表三の七の(8)に係る貨物にあっては、輸出数量及び死亡数量並びに輸入時の動物の状況の記入は要しない。